被扶養変更時の届出事由別の必要書類について

(1)被扶養者が増えた場合

〈共通書類〉

① 『<u>住民票</u>』又は、『<u>記載事項証明</u>』 ……...提示 (世帯全員・続柄についての記載あり。本籍の記載は省略可。)

②『被扶養者収入状況申告書(別紙1)』 ……提出

〈事由別書類〉

区分	異	動事由	事由発生年月日	提出書類	提示書類	備考
布口	結	結婚時に無職、 無収入 結婚以前に退職 し、雇用保険収 入が限度額以下	結婚をした日等	申立書(別紙2)	①婚姻のわかるもの※注 ①婚姻のわかるもの※注 ②雇用保険受給資格者証	※注 住民票で状 況が不明の 時
配		収入が限度額以 下			①婚姻のわかるもの※注 ②収入証明	
偶	退職	雇用保険非受給	退職の日の翌日	・申立書 (別紙2) ・雇用保険非受給を 証明する次のいずれか 一つ ①雇用保険被保険 者離職票1・2 ②雇用保険被保険 者資格と 登後と 登をを 書(被保険者通知 用) ③雇用保険に加入して 以てに 明(雇用保険に加入 してに 明(雇用保険に の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	①退職証明 (提出書類で退職日が確 認できる場合は不要)	結婚に伴う 退職の場合 も同じ
		雇用保険収入が 限度額以下 3保険受給終了	雇用保険受給終	・申立書(別紙2)	①雇用保険受給資格者証	
者	廃業		了日の翌日 廃業をした日の 翌日		①廃業届の写	
	収入が限度額未満に なった場合		収入が限度額未 満になった日		①収入証明書	
	育児休業		育児休業開始日	•申立書(別紙3)	①育児休業許可書等の写 ②収入のわかるもの	

区分	異	動事由	事由発生年月日	提出書類	提示書類	備考
22 歳以 下の 子	生	族である場合 配偶者が扶養親 族でない場合	出生日	• 申立書(別紙2)	①縁組年月日のわかるもの	15歳以上の
	子縁	族である場合 配偶者が扶養親 族でない場合		• 申立書(別紙2)	(戸籍謄本等)	場合、「在学証明」又は「収入証明」等の提示が必要
	扶養者の変更		申請年月日	・申立書(別紙2) (配偶者も扶養親 族になる場合は不 要)		
22歳以下孫	がいない場合両親	胅しめる塚口	孫の親の死亡した日の翌日		①孫の両親がいないこと及び その死亡日を証明するもの (孫の戸籍謄本等)	①15歳以上 の場合、
		配偶者が扶養親族でない場合		・申立書(別紙2)	①孫の両親の収入を証明する	「在学証明」 又は「収入証 明」等の提示 が必要
22	の場合	語合 見が死亡した場合	親の死亡した日の翌日		もの ①両親がいないこと及びその 死亡日を証明するもの (弟妹の戸籍謄本等)	②住民票で続 柄の確認がで きない場合、 申請者本人の 「戸籍謄
		見に扶養能力がな 易合	申請年月日		①両親の収入を証明するもの	
心にし障がる				・申出書 (症状及び現在の 状況の説明等記 載)・申立書(別紙2)	①障害者手帳等の写し (身体障害者手帳、療育手帳等) ②医師の診断書 ③被扶養者の収入を証明する もの(障害年金等)	必ず総務局労 務課合議が必 要

区分	異動事由	事由発生年月日	提出書類	提示書類	備考
6	6 収入が限度額以 O 下又は無収入 歳 到 達	満60歳の誕生 日	• 申立書(別紙2)	①父母の収入を証明するもの〔年金(恩給)改定・裁 定通知書、雇用保険受給資格者証等〕	・住民票で続 柄の確認がで きない場合、 申請者本人の 「戸籍謄
0 0 歳 以 上	退 雇用保険非受給	退職日の翌日	・申立書(別紙 2)・雇用保険非受 給を 証明する次の いずれか一つ ①雇用保険被保険 者離職票1・2 ②雇用保険被保険 者資格喪失確認通 知書(被保険者通	の〔年金(恩給)改定・裁 定通知書、雇用保険受給資 格者証等〕 ②退職証明 (提出書類で退職日が確認	本」等が必要・年金・別の場合では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中
の 父	暗		知用) ③雇用保険に加入 していないことの 証明(雇用保険加 入事業所でない場 合)	できる場合は不要)	れ「祖父母」 と読み替え、 別途孫を扶養 する場合の 「両親」を 「父母」に読
\	雇用保険収入が 限度額以下			①父母の収入を証明するもの〔年金(恩給)改定・裁	み替え父母が 扶養できない 場合のみ認定
及	雇用保険受給終了	雇用保険受給終 了日の翌日		定通知書、雇用保険受給資格者証等〕	できる
び 祖	廃業	廃業した日の翌	• 申立書(別紙2)	②雇用保険受給資格者証 ①父母の収入を証明するも の〔年金(恩給)改定・裁 定通知書、雇用保険受給資	
父	収入が限度額以下に	日 なり は ない ない は ない は ない は ない は ない は ない は な		格者証等〕 ②廃業届の写し ①父母の収入を証明するも	
	取入が吸援領以下になった場合 扶養者の変更	収入が収度領以下になった日申請年月日		の〔年金(恩給)改定・裁 の〔年金(恩給)改定・裁 定通知書、雇用保険受給資 格者証等〕	

(2) 被扶養者が減った場合

〈共通書類〉

①『扶養状況申立書(別紙2)』 ……提出

(本来提出不要ですが、提示書類だけでは状況が判断し難い場合等は提出してください)

区分	異動事由		事由発生年月日	提示書類	
	死亡		死亡した日の翌日	☆死亡年月日のわかるもの	
				(住民票、死亡診断書、埋葬許可書等)	
共	就職		就職した日	☆就職年月日のわかるもの	
				(採用辞令書、就職証明書、健康保険証等)	
	離婚		離婚した日	☆離婚年月日のわかるもの	
				(住民票、戸籍謄本、調停証明書等)	
	開業		開業した日	☆開業届	
	別居		別居した日	☆住民票	
通	世帯分離		世帯分離した日	☆住民票	
	扶養者の変更	<u> </u>	申請年月日等	☆扶養者変更日の確認できるもの	
				(扶養手当受給証明書等・・・本学職員同士の場合は不要)	
	収入が限度額を超えた	年金恩給	裁定・改定通知の 到達日	☆年金、恩給の裁定・改定通知	
		を超えた 給与 等	収入が限度額を超	☆いつ限度額を超えたかわかるもの	
			えた日	(収入証明、確定申告の写等)	
	育児休業からの復職		復職日	☆復職日のわかるもの	
				(復職辞令書等)	

^{※ &}lt;u>別居については、別居扶養の認定基準を満たしていれば、引き続き扶養が可能です。</u> ただし、届出の提出は必要です。